

就学援助制度のご案内



経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などを援助します。

援助対象

次のいずれかに該当する方

- ◇生活保護が停止または廃止された方
- ◇市民税が非課税または減免されている方
- ◇児童扶養手当が支給されている方
- ◇生活福祉資金の貸付を受けている方
- ◇国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている方
- ◇職業安定所登録日雇労働者である方

◇そのほか経済的に困り、教育委員会が援助を必要と認められた方

申請受付

在籍する各小中学校または学校教員へ

問い合わせ

学校教育課 ☎84-0688

※生活保護受給世帯は生活援護課へご相談ください。

☎84-0655

新入学児童健康診断



令和5年4月に小学校へ入学する児童の健康診断を行います。

対象児童

平成28年4月2日～平成29年4月1日までに生まれた児童
10月11日(火)までに通知書が届かない場合は、問い合わせください。
詳しい日程等は、市ホームページをご確認ください。

※健診は午後を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては受付時間など実施方法を変更する場合があります。

問い合わせ

学校教育課 ☎84-0688

母子・父子家庭医療費受給者証申請のご案内



現在、所得制限により受給資格がない方も、令和3年中の所得状況により令和4年11月から受給できる場合があります。詳しくは、国保年金課まで問い合わせください。

問い合わせ

国保年金課 医療福祉担当

☎84-0652

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

【問い合わせ】 子ども育成課 ☎84-0658

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面した低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。

支給対象者

【ひとり親世帯分】

- ①令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている方(原則、申請不要)
- ②公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。)(要申請)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(要申請)



【ひとり親以外の子育て世帯分】 (※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除く。)

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当が支給されている方で、令和4年度の住民税均等割が非課税である方(原則、申請不要)
- ②令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児は20歳未満)の児童(令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれた新生児も対象)を養育する父母等であって、以下のいずれかに該当する方(要申請)
 - ・令和4年度の住民税均等割が非課税である方
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方



支給額 児童1人当たり5万円

申請手続き

②③に該当する方は申請が必要です。詳しい申請方法については、市ホームページをご確認ください。

申請期限 令和5年2月28日(火)(消印有効)